

# 令和7年度 北九州港へのクルーズ船寄港に伴う安全対策及び・おもてなし等業務 公募説明書

## 1 当該公募の趣旨

本業務については、北九州港に寄港するクルーズ船の安全で円滑な受入れを行い、船社等のニーズ・特性に応じた歓迎・おもてなし等を企画・実施するものである。業務の実施にあたっては、北九州港及びその周辺の港湾施設に精通するとともに、北九州域内の港湾関係機関・団体との緊密なネットワークを有し、専門性や特殊性が高い関係機関との連絡・調整を行う必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和7年度 北九州港へのクルーズ船寄港に伴う安全対策及びおもてなし等業務

### (2) 業務の詳細な説明

別添仕様書のとおり

なお、仕様書は令和7年4～5月分の内容だが、令和7年度中に計21回（欧米船16回、中国船3回、日本船2回）のクルーズ船の寄港受入が予定されている。これについては、別途契約手続きを行う予定。

## 3 応募要件

### (1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 法人登記をしていること。
- イ 北九州港域内の港湾関係機関・団体との緊密なネットワークを活用し、連携した事業を行うことが可能であること。
- ウ 海事関係官庁との調整上、必要な知識及び経験を有し、北九州港及びその周辺の港湾施設について精通していること。
- エ 担当課と常に連絡が取れる体制であること。
- オ ア～エについて、要件を確認できる書類および応募者の概要が分かる書類が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市門司区西海岸一丁目2番7号  
担当課名 北九州市港湾空港局総務部クルーズ・交流課  
電話番号 093-321-5939 FAX番号 093-321-5915

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

- ア 受付期間  
令和7年1月6日から令和7年1月20日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
8時30分から17時15分まで
- イ 受付担当課  
(1)に同じ。
- ウ 回答  
受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間  
令和7年1月7日から令和7年1月21日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
8時30分から17時15分まで
- イ 提出場所  
(1)に同じ。
- ウ 提出方法  
応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を  
作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても  
参加意思確認書の提出を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市港湾空港局クルーズ・交流課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。